

質問者 おおかわら ゆづき 大河原 悠月 議員（21番）

1 農作物の霜による被害について

ただいまのおおかわら ゆづき大河原 悠月議員のご質問にお答え申し上げます。

農作物の霜による被害について、であります。農業災害が起きた時は、のうぎよぎよう市農漁業災害対策特別措置条例に基づき、農作物の減収量が平年の30パーセント以上の被害を受けた農家に対して、助成をしています。

また、農業経営には、自然災害による収量減少や市場価格の下落をはじめ、様々なリスクがありますが、自然災害などによって受けた損失を補う方法として、農業保険法に基づく、「収入保険」と「農業共済」という保険制度があります。これは公的な保険制度であり、保険料の一部は国が補助します。

近年は災害のげきじんか激甚化・頻発化が心配されていますが、農業者が安心して、安定した農業経営を継続するためには、農業保険に加入するこ

とは大変に重要でありますので、本市では、一軒でも多くの農家が農業保険に加入できるよう努力してまいりたいと考えています。

以上申し上げまして、^{おおかわら}大河原 ^{ゆづき}悠月議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。